

1 2 後期高齢者医療保険

(担当 国保年金課医療係)

1 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日より開始されました。

〈概要〉

対象者の範囲	保険料	診療を受ける場合	運営主体
<p>対象者 75歳以上の方 及び (65歳以上の一定程度の障害があると認定された方)</p> <p>※後期高齢者医療制度の被保険者には、新しく後期高齢者医療被保険者証が1人1枚交付されます。</p> <p>対象となるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の方 75歳の誕生日から ・65歳以上の一定程度の障害があると認定された方 市町村に申請し、認定を受けた日から 	<p>後期高齢者医療保険料 (原則年金から天引きされます。)</p> <p>保険料は被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計になります。</p>	<p>1 被保険者証を添えて窓口提出する。</p> <p>2 一部負担金 医療費の1割負担が原則 ただし、一定の所得以上の方は、3割負担</p> <p>3 自己負担限度額</p> <p>◎一定の所得以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税所得690万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当140,100円) ・課税所得380万円以上 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当93,000円) ・課税所得145万円以上 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円) <p>◎一般の方</p> <p>【通院】 18,000円 【入院+通院】 57,600円 (多数該当44,400円)</p> <p>◎市民税非課税世帯に属する方</p> <p>【通院】 8,000円 【入院+通院】 24,600円</p> <p>◎市民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定の基準に満たない方</p> <p>【通院】 8,000円 【入院+通院】 15,000円</p>	<p>愛知県後期高齢者医療広域連合 (都道府県単位)</p> <p>※県内の 全市町村が加入</p>

後期高齢者医療制度〈対象者推移〉

年度 \ 区分	年度未受給者 人	一人当たりの金額 円	医療給付費 千円	備考
平成 27 年度	8,205 (349)	847,472	6,865,371	
平成 28 年度	8,529 (358)	823,745	6,877,450	
平成 29 年度	8,814 (364)	807,359	6,975,583	
平成 30 年度	8,933 (350)	813,824	7,220,246	
令和元年度	9,165 (342)	806,941	7,293,131	

※受給者（ ）内は一定程度の障害のある方の数。

※医療給付費は広域連合ポータル内の給付実績より。